昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成19年12月15日発行第372号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

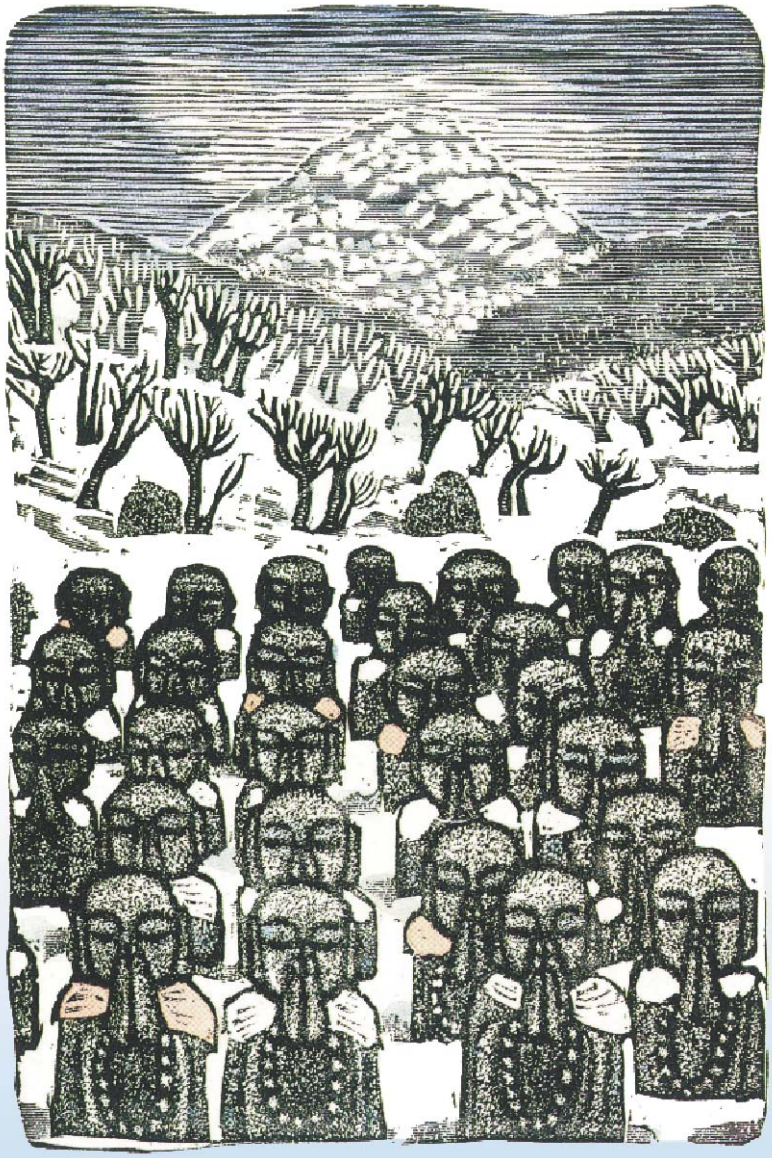

茶臼岳と千体地蔵（那須町）

2007.12
No.372

栃木県行政書士会

Index

ｃｏｎｔｅｎｔｓ

目次・今月の版画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
日行連関東地方協議会連絡協議会　三浦半島で開催される　・・・・・・・３
平成１９年度行政書士試験を終えて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～６
宅建業電子申請システム利用促進説明会の開催について　・・・・・・・・７
職務上請求に対する取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
任意後見契約書作成業務における手続きの遵守徹底について　・・・・・８
受信ｂｏｘ　こんな文書が届いています　・・・・・・・・・・・・・・・９
成年後見制度特別研修会開催のお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・・１０
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
支局かわら版（鹿沼支部）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
木もれび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
おじゃましま～す！　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
アドちゃんの談話室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
ホッとな話題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
政連だより／交差点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
はじめてのシリーズ　入管業務編その２　・・・・・・・・・・・・・・・１６
会報アンケート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
会員ギャラリー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

今月の版画

茶臼岳と千体地蔵（那須町）
木口木版画　15×10cm　1996

那須町湯本・殺生石の河原で雪に埋もれて立ち並ぶ千体地蔵は、野仏としては珍しく顔の前で大きく合掌をし、力強いものを感じさせる。

いずれも制作年は不明だが、同じ姿をしており、それぞれがひそかにおめかしをしている。設置者の心がしのばれる。

殺生石は、九尾の狐が退治されて石になったという伝説の地。松尾芭蕉も訪れて「石の香や夏草赤く露あつし」という句を残している。大小の岩石が転がる異様な風景。この世とあの世の境にあるという賽の河原を連想させる。地蔵は賽の河原で迷う幼子を守る。母親たちの祈りのこもった小さな石像群だ。

訪れた２月１０日は快晴で、平日にもかかわらず観光客が殺生石遊歩道を散策していた。残雪を渡る冷たい風に打たれながら那須岳（茶臼岳）を見上げると、噴煙が紺碧の空に白く溶けるようにゆっくりと流れていた。

「木口木版画　見目陽一の世界」より

見目陽一　木口木版画展
2008年1月5日(土)～13日(日)
11:00am～6:00pm
ギャラリーはなみち　TEL　028(635)5020

日行連関東地方協議会連絡協議会
三浦半島で開催される

去る１１月２２日（木）・２３日（金）神奈川県三浦市にあるマホロバマインズ三浦で関地協が開催されました。本年は東京会が当番会でした。栃木会からは、正副会長と総務部長、そして事務局計７人で参加しました。関地協は一都十県がエリアだそうで総勢９４名の出席でありました。

内容につきましては、２２日は午後２時に開会され関地協会長である東京会の清水勝利会長の挨拶から始まり、日行連の宮本達夫会長、そして日政連で当栃木会の秋田豊副会長とつづき、直に会長が議長に就任し会議に入り、

（１）日行連指示・伝達事項
（２）日行連への要望・意見
（３）各単位会の現状の問題点及びその対策
（４）その他

の討議を行いました。続いて、法学博士兼子仁先生の講演があり、演題は「行政書士代理業務と弁護士法第７２条問題について」ということでした。午後５時に終了し、その後懇談会を行い関地協の方々と意義深い時を過ごさせていただきました。そして、翌２３日は研修観光があり三浦・城ヶ島・横須賀を見学し終了後参加者それぞれの帰途についたのでございます。

（副会長　青木勇夫）

平成１９年度行政書士試験を終えて

小春日和に恵まれた１１月１１日(日)午後１時より、宇都宮大学峰キャンパス１８教室で、平成１９年度行政書士試験が行われました。

本年度の出願者数は１，０７５名で、前年より２１名減でありました。試験実施に当たっては、会員各位の特段のご協力を賜り、本部員と事務局を加え総勢６２名で対応いたしました。本年は(財)行政書士試験研究センターより委任を受けてから８回目となる年でありました。試験実施についての基本理念である「常に公平であれ」の原則を厳守することは勿論、間違いは絶対に許されないことを肝に銘じ、常に緊張の連続でありました。

本部員と事務局職員は午前８時３０分に本部室に集合してもらい、試験監督員の皆様には午前９時に集合していただき、同９時３０分より試験実施監督についての更なる協力のお願いの後、試験監督教室に移動してもらい試験の実施準備をしていただきました。そして、午後１時より試験が始まり午後４時に終了し、その後集計作業を行い同６時に解散を致しました。

尚、１１月２７日、(財)行政書士試験研究センターより、平成１９年度行政書士試験の試験場別受験状況の確定報告があり、栃木県の受験申込者数は１，０７５名、受験者数８６０名、欠席者２１５名、受験率は８０．００％でした。因みに全国計では受験申込者数８１，７１０名、受験者数６５，１５７名、欠席者１６，５５３名、受験率は７９．７４％でした。

結びに、無事に試験が終了したことに対し、関係各位に衷心よりお礼を申し上げます。ご協力ありがとうございました。

(宇大学峰キャンパス試験場責任者　青木勇夫)

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.頁
２日	金	編集会議	横山副会長　新井部長　田代副部長	－
６日	火	メールサーバーメモリ不足対策	田代管理者	－
８日	木	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	小林部長　長竹理事	①
９日	金	編集会議	横山副会長　新井部長　田代副部長　手塚理事 宮澤理事　小室理事	②
14 日	水	Ｊｗ＿ｃａｄ研修会	堀越副会長　田渕委員長　関副委員長 山本護理事　白澤専門部員	③
		ＩＣＴ特別委員会	堀越副会長　田渕委員長　関副委員長 山本護理事　白澤専門部員	④
15 日	木	発送作業	新井部長　田代副部長　小室理事	－
		新入会員オリエンテーション	会長　前澤部長　鈴木康夫理事	－
		基礎研修会	岡井理事	⑤
		総務部会	会長　青木副会長　前澤部長　毛塚副部長 秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	⑥
16 日	金	業務研修講師派遣依頼	深見理事　郷間会員	－
20 日	火	成年後見研修会（第三回）	松岡部長　廣田副部長　金井専門部員	⑦
22 日	木	関地協連絡会	会長　青木副会長　福田副会長　堀越副会長 横山副会長　前澤部長　根岸理事	－
26 日	月	正副会長会	会長　青木副会長　福田副会長　堀越副会長 横山副会長　前澤部長	－
27 日	火	栃木県国際交流協会との打ち合わせ	小林部長　深見理事	⑧
29 日	木	著作権研修会	長竹理事　深見理事	⑨

①産業廃棄物収集運搬業特別研修会
８日　9:30～16:40

栃木県行政書士会館で、第６回目となる産業廃棄物収集運搬業許可申請に係わる経営診断書作成特別研修会が開催されました。この特別研修を受講した行政書士には修了書が交付されました。

栃木県および宇都宮市においては、産業廃棄物収集運搬業許可申請の際、経理的基礎の審査基準によって診断書の提出を求められますが、この修了書のある行政書士は、中小企業診断士など専門知識を有するものに該当することとなり、診断書の作成が可能となります。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要
2. 産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務
3. 財務諸表に基づく経営分析
4. 産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務

講師　１・２時限目：市川浩一会員
　　３・４時限目：金敷　裕会員

（業務研修部　長竹基行）

②編集会議
９日　13:30～

【内容】
１．行政とちぎ１１月号の編集・校正
２．その他

【決定事項・検討事項】
１．上三川町産業振興課農村振興係からの連絡を掲載する。
２．(1)カレンダー完成
(2)会報送付時にカレンダー・アンケート用紙・クリアファイル・改正都計法についての資料も同封する。
(3)２月２２日の行政書士記念日に向けての企画検討。

③Ｊｗ＿ｃａｄ研修会
１４日　13:30～16:00

【内容】
テーマ「図面をＪｗ＿ｃａｄでキレイにしましょう！！」
講師：田渕 徹 会員
内容：１．フリーソフトを手に入れる
２．事例１　位置図をキレイに！
３．事例２　公図をキレイに！
４．事例３　配置図等をキレイに作成する！
５．その他

④ＩＣＴ特別委員会
１４日　16:00～

【内容】
１．第３回ＩＣＴ特別委員会の研修について
目的・内容…「宅建業法電子申請」
２．電子申請体験フェアの報告
３．電子政府推進員会議に参加しての感想報告

⑤基礎研修会
１５日　13:30～16:50

【内容】
１．行政書士の取扱い業務について
講師：横山　真会員

２．諸証明交付申請及び見方等の説明
講師：岡井正樹会員

３．事務所経営と報酬額の考え方について
講師：齋藤　裕会員

⑥総務部会
１５日　13:30～15:45

【内容】
報告事項　福利厚生旅行決算について
協議事項
１．新規登録者について
２．苦情処理について
３．入会時の寄付金取扱について
４．理事会の議題について
５．その他
理事会の準備、正副会長会、次回総務部会などの日程

【決定事項・検討事項】
１．新規登録者名簿の回覧
２．苦情処理の取扱
３．会則変更を伴う
４．就業規則、暴力団等総合対策委員会規則、申請取次行政書士管理委員会規則、旅費規程の各案の議案としての取扱
５．理事会の準備、正副会長会、次回総務部会などの日程調整

⑦成年後見研修会
２０日　13:30～15:30

【内容】
任意後見契約について
１．成年後見制度の概要
２．任意後見契約の利用状況
３．任意後見制度普及上の問題点について
４．任意後見契約の利用形態
５．任意後見契約の締結
６．委任事項と代理権の付与
７．任意後見契約の登記
８．任意後見の開始
９．任意後見人の事務
10．任意後見の終了
講師：森川先生（宇都宮公証人役場）

⑧栃木県国際交流協会との打ち合わせ
２７日　13:00～

【内容】
１．栃木県国際交流協会（ＴＩＡ）への相談者のうち在留資格についての相談者を栃木県行政書士会へ紹介し、書士会の責任において申請取次行政書士を紹介する。
　そのために、書士会としては申請取次行政書士の情報を把握し（得意分野、地域等の情報を含む）、即対応可能な紹介システムを作る。
２．将来において、月に一度実施している法律相談会（弁護士会）にあわせて、在留資格相談会を一緒に開催できるよう協力していく。

【決定事項・検討事項】
１．申請取次行政書士のうち、ＴＩＡを通した相談者に対してすぐに対応できる書士を募る。また、その際に得意分野（国、言語など）等の情報を一緒に収集する。
２．１の情報収集終了後に再度ＴＩＡに行き、打ち合わせを実施する。

⑨著作権研修会
２９日　10:00～18:00

栃木県行政書士会館において著作権研修会が開催されました。効果測定の結果、合格者は文化庁に備え置く「著作権相談員名簿」に登録されます。

研修プログラム
１時限目 10:00～11:30　著作権法概論①
２時限目 11:40～13:10　著作権法概論②
３時限目 14:00～15:30　著作権登録について
４時限目 15:40～17:10　プログラム登録について
５時限目 17:20～18:00　効果測定
（業務研修部　深見史　長竹基行）

宅建業電子申請システム利用促進説明会の開催について(通知)

国土交通省総合政策局不動産業課不動産業指導室より日行連経由本会宛

平成１９年９月３日に運用が開始された宅建業電子申請システムに関する利用促進説明会の開催について、案内をいただきました。

１２月１４日、名古屋会場ではすでに開催され、今後は２月１日と２月１５日にそれぞれ大阪・東京で開催予定です。詳細は、(財)不動産適正取引推進機構のホームページに掲載される予定です。参加ご希望の方は、申込方法を含め、本会事務局へご確認ください。

宅建業電子申請システムの流れについては、すでに行政とちぎ９月号でお伝えしてありますが、ここでは、システムの概要について転載します。(なお、ICT 特別委員会では、この研修会を企画しております。詳細は、本誌１月号に掲載いたしますので、奮ってご参加ください。)

宅建業電子申請システムとは

宅建業電子申請システムとは、宅建業者等から国土交通省及び都道府県に対して行われる、宅地建物取引業免許や宅地建物取引主任者登録に関する申請・届出等手続きをインターネットを利用して自宅やオフィスから行えるよう開発されたシステムです。

対象手続

- ○宅地建物取引業の免許
- ○宅地建物取引業の更新免許
- ○宅地建物取引業の免許換
- ○免許証の書換交付申請
- ○免許証の再交付申請
- ○営業保証金供託済の届出
- ○免許申請事項の変更の届出
- ○廃業等の届出
- ○業務を行う場所の届出
- ○主任者の登録申請
- ○主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請
- ○主任者の登録移転申請
- ○主任者の死亡等の届出
- ○宅地建物取引業保証協会の身分得喪の報告等

宅建業電子申請システムのメリット

- ◆宅建業電子申請を代理申請で行う場合、電子証明が必要となります。
- ◆２４時間３６５日オンラインによる申請・届出が可能（原則として来庁の必要がない）
- ◆申請内容に応じて記載事項が順を追ってパソコン画面に示されるので申請書の作成が容易
- ◆二回目以降の申請・届出の際には登録済みデータを一部ダウンロードできるので入力作業の省力化が可能
- ◆インターネットで申請状況の確認が可能

職務上請求に対する取扱いについて　～日行連より～

標記の件につき、東京都国分寺市長から下記のような依頼がありました。

日頃より市政にご協力いただきありがとうございます。当市においては、なりすまし等による不正な請求を防止するため、「国分寺市戸籍、住民基本台帳、市税証明等に係る届出、請求等の本人確認に関する事務処理規程」を制定し、平成１８年２月１日より施行しております。

これにより、住民票の写し等の請求が行われた際には、請求者名義の保険証・免許証・資格証等をご提示いただくことにより、来庁された方が、請求書に記載された請求者本人であることの確認を行っております。請求の主体が本人等・第三者等である場合はもちろんのこと、有資格者の方が統一請求用紙を使用して請求を行われた場合においても、当該規程の中に、その場合を例外とする規程を設けていないため、同様の方法にて確認を行わせて頂いております。

また、当該請求が郵便にて行われた場合においても、保険証・免許証・資格証等の写しを同封頂くことにより、窓口にご来庁された場合と同様の確認を行っております。（下線は編集部）

当該規程の施行よりすでに２年近くを経過しているところでありますが、有資格者の方から郵便にて請求を頂いた際に、当該規程に関するお問い合わせを、最近殊に多く頂くようになり、その中で会への連絡を強くご要望いただくことがありましたので、今回ご連絡させていただきました。この旨、会員の皆様にお知らせいただくようお願いいたします。

なお、すでにご存知の通り、平成１９年６月６日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、請求（申出）者の本人確認が法制化されました。法施行以降はそちらの規定に準拠いただきますようお願いいたします。

※なお、国分寺市に限らず、このような扱いをする市町村が見受けられますので、住民票等を請求する際は、各窓口へご確認ください。

任意後見契約書作成業務における手続きの遵守徹底について(お願い)　～日行連より～

平成１２年４月の民法の一部改正による、新たな成年後見制度の開始にあわせ、「任意後見契約に関する法律」（平成十一年十二月八日法律第百五十号）が施行されました。

これは、裁判所の審判によらず、自身の事理弁識能力が衰えてきた際の代理人（任意後見人）とその者に与える代理権の内容を決定し、自己の意思に基づいて、契約によって定めておくという制度です。

ご承知のとおり、行政書士法（以下「法」という。）第一条の二では、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て（中略）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。」と定められており、任意後見契約書を含む契約書作成業務は、行政書士の業務となっております。

また、「任意後見契約に関する法律」においては、任意後見契約の方式が定められており、これに逸脱する契約書を作成することは、法第十条「行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」に反します。

各単位会におかれましては、当該業務を行う際には、下記の点に留意するよう、所属会員に周知徹底のご協力方をお願いいたします。

記

1. 任意後見契約は、必ず公正証書によって作成すること。
※任意後見契約に関する法律第三条では、「任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。」と定められています。

2. 任意後見監督人による監督を回避することを目的として、委任代理契約、任意代理契約及び財産管理契約等に類する事務委任契約のみの契約書を作成することは、脱法的なものとなり不適切であるので行わないこと。
※「成年後見制度」の目的は、高齢者・知的障害者・精神障害者等の事理弁識（判断）能力が衰えた本人の権利を擁護することです。
任意後見監督人の役割は、任意後見人の代理権行使が、本人の権利を侵害することがないよう監督することです。任意後見人が親族であるという理由のみによって、権利侵害の可能性がないとすることはできず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年十一月九日法律第百二十四号）第二条４項の二では、「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」は、高齢者虐待とされています。

3. 知的障害者等の子を持つ親が任意後見契約を作成する際に、代理権目録中に、「その子を本人とする法定後見申し立て」の代理について定めることは、不適切であるので行わないこと。
※法定後見の申立権者は、民法第７条、１１条、１５条に規定されており、また、一身専属権であるので、代理人による申立ては認められておりません。

受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■登記申請のオンライン化ついて	07/11/6	宇都宮地方法務局 総務課
■任意後見契約書作成業務における手続の遵守徹底について	07/11/9	日行連
■宅建業電子申請システム利用促進説明会の開催案内について	07/11/9	日行連
■行政書士記念日に係るラジオ CM の放送について	07/11/9	日行連
■ADR 手続実施者養成フォローアップ研修会の開催について	07/11/16	日行連
■平成 19 年栃木県地価調査に係る関係図書の送付について	07/11/16	栃木県総合政策部 地域振興課
■職務上請求に対する取扱いについて	07/11/16	日行連
■都市計画法施行細則の一部改正について	07/11/30	栃木県 県土整備部

業務開発部主催　成年後見制度特別研修会開催のお知らせ

年間スケジュール（研修会の内容は、講師の都合により変更となる場合がございます。）

第５回	平成２０年1月２２日（火曜日）１３時３０分～１５時３０分 講師：栃木県保健福祉部高齢対策課　　主幹兼課長補佐　　湯　　沢　　修　氏 講演内容：行政の社会福祉及び高齢福祉に対する取り組み・栃木県内の高齢者の現状 （虐待や詐欺などの被害実態など）
第６回	平成２０年2月１９日（火曜日）１３時３０分～１５時３０分 講師：神奈川成年後見サポートセンター　業務研修委員長　　粂　　智　仁　氏 講演内容：成年後見制度における行政書士の実務と問題点 神奈川県内の行政書士の成年後見制度における活動状況
第７回	平成２０年3月１８日（火曜日）１３時３０分～１５時３０分 講師：財産管理支援センターフォレスト　理　事　　白　澤　　茂　氏 講演内容：成年後見制度における行政書士の実務
第８回	平成２０年3月１８日（火曜日）１６時００分～１７時００分 基礎力試験 出題範囲：必読書（神奈川成年後見サポートセンター編集・出版『成年後見』第２版）より出題（予定）

※　受 講 料：１回の研修につき金５００円（レジュメにつきましては、別途費用がかかります。受講料及びレジュメ代につきましては、研修会当日に集金いたします。）

※　受講人数：４０名まで

※　場　　所：栃木県行政書士会館

※　受講資格：原則として、第１回～第８回の研修を受講可能な方。

（すべての研修を受講することは、行政書士会の成年後見人候補者として推薦する一要件として設定しております。）第５回～第６回の研修は前年度と重複しておりますが、前年度に欠席している研修につきましては、受講してください。尚、第７回～第８回は前年度今年度に関係なく受講してください。

※　申込方法：下記の参加申込書を利用し、事務局宛ＦＡＸにてお申し込みください。

※　締め切り：平成２０年１月１５日（火）

※　すべての受講者の必読書として、NPO 法人神奈川成年後見サポートセンターより出版している「成年後見」の書籍を購入していただきます。一冊 2,500 円（前年度実施いたしました「特別研修会」の参考資料として購入していただきました書籍は初版であり、今回必読書として指定しますのは第２版です。法改正等により内容が異なっている部分がありますので、ご留意ください。）

業務開発部主催　成年後見制度特別研修会　参加申込書

１成年後見制度特別研修会（第５回～第８回）に参加いたします。

２成年後見制度特別研修会（第　・　回　第７回～第８回）に参加いたします。

支部名＿＿＿＿＿＿　登録番号＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支 局 情 報

【那　須】

那須支部宿泊研修会開催

１１月１６日（金）午後２時００分から那須オオシマフォーラムにおいて、平成１９年度那須支部宿泊研修会が開催されました。

奥村俊雄先生に講師をお願いし､｢ちょっと稀なそして難しい相続事例研究」というテーマで、再転相続と相続放棄、相続財産管理人と不在者財産管理人についてお話いただきました。

再転相続に関するご相談を受け、その実務を扱うことは、確かに「稀」でしょうけれど、相続業務を扱っていくうえでは十分ありえるケースと言えます。

相続財産管理人や不在者財産管理人についても、個人名でなることができるため、受任した依頼の内容によっては、実際に管理人になり、その実務を進めていくことが考えられます。

奥村先生が受任されたご経験から、スライドを用いて分かり易く、実務の流れや、判例による家庭裁判所や法務局の見解等、またこれらの業務を扱ううえで、どの部分が報酬に繋がっていくのかまで、具体的にご説明いただきました。

研修時間は２時間３０分を予定しておりましたが、稀なうえ、難しい相続事例だけに受講者も真剣で、多くの質問が出されたため、少々、終了予定時間を超えての研修になりました。

研修終了後は、食事をとりながら夜遅くまで懇親を深めました。

（支局長　冨田倫子）

【塩　那】

税金について支部研修会開催

塩那支部は、11 月 17 日喜連川かんぽセンター会議室を借りて「税金に関すること」という内容で研修会を行った。

講師は、塩那支部会員であり税理士の永井裕会員と江連敏夫会員。参加者は講師を含め１６名。前半は永井先生が｢贈与税｣について講義を行い、後半は江連先生が「相続税」について講義した。講義ではテキストを使用してわかりやすく説明してくれ、また前もって集計した質問事項やその場の疑問についてもていねいに答えていただいた。

贈与税も相続税も行政書士にとって業務の流れの中である程度は知っている必要があるものです。実際に相続手続きなど依頼されている会員は具体的事例を挙げて質問していました。

最後は、これからの税についての動向などにも話が及び、皆さん興味深く熱心に聞き入り、2 時間の予定を１時間近く超えて研修会を終えた。

（塩那支部　長谷川久夫）

邦楽器の豆知識

鹿沼支部

去る、１１月１０日鹿沼市北半田「東高野山・医王寺」において、新潟中越沖地震救援「琴・かたり」のチャリテイコンサートが、琴アンサンブル「苑」によっておこなわれました。

荘厳な客殿と、鶴ヶ峰の紅葉に織りなす響きの音色、琴はもちろんのこと、尺八・和太鼓・鈴・鐘の協演に、観衆は酔いしれておりました。

このとき使われた邦楽器について、今回はちょっとした豆知識をご紹介したいと思います。

まず「琴」について、箏の愛称である普通の「琴」は、胴といわれる箱の部分が、桐の木で出来ており、その上に１３本の絹糸を張り、琴柱（ことじ）と呼ばれる、人文字型の器具によって音階を調整し、象牙の爪によって爪弾き、演奏するものです。

この爪も、流派によって形が違い、山田流では人の爪のようなものですが、生田流では、爪が角ばっています。

ところが、１７本の糸を張った「十七弦」という琴がございます。これは、糸の太さも太く、大きさも普通のことよりも大きく、重く出来ていて、主に低音の演奏を行います。

また、演奏するときの姿勢が、流派によって違い、山田流は琴に向かって直角に、生田流は斜めにむかいます。

つぎに、「尺八」についてですが、読んで字のごとく、尺八は昔の尺貫法で、一尺八寸（約５４センチ）の長さの竹（主に、根の部分で七つ節のあるもの）により作られ、五つの穴があります。

最近は、塩化ビニールのパイプをつかって、作られている方も、おられるようですが、一尺八寸にとらわれず、音によってはそれよりも長いものや、短いものが使われております。

演奏するのは至難の業で、音の出るまで、首ふり３年といわれ、練習には大変な苦労と、忍耐力が必要だと、言われております。

和太鼓については、大小さまざまあり、曲によって使い分けております。つづみから、大太鼓まで、たたく道具（ばち）もさまざまで、相当な数の種類がございます。

最後に「鈴」でありますが、金属で出来ているのが当たり前ですが、本当は、現在あまりないのですが、九州の霧島神宮にある、鈴の木を使い演奏することが、神前での正式な演奏だそうです。

（鹿沼支部支局長　山ノ井一男）

KOMOREBI

木もれび

「ねこ鍋」とは・・・ご存知の方もいらっしゃると思いますが、「もつ鍋」「あんこう鍋」「ちゃんこ鍋」と異なり食する鍋ではございません。ニコニコ動画に投稿された動画で、子猫４匹が土鍋の中で丸まって眠る様子を映した作品です。２～４匹の子猫が一つの土鍋にまとまって眠る場面は、それぞれ「大盛」「特盛」「激盛」と呼ばれ愛くるしい姿を披露しています。動画はネットで「かわいい」「萌える」などと話題になり、公開数週間で数十万回を超える再生回数を記録し、ＤＶＤや写真集まで発売されています。

さて、なぜこのようにねこの眠る姿が話題になるのでしょうか。これこそ、癒しの効果ではないでしょうか。殺伐とした現代社会の中で、純真無垢な子猫の姿は人々の心を温め、穏やかな気持ちにしてしまう。そのような動物の癒し効果は、医学的にも認められているようで、一説には古くは古代ローマ帝国の時代にまで起源はさかのぼり、戦争で傷ついた兵士たちのリハビリに乗馬が用いられたということです。また、近年においては老人福祉や医療の場において、動物たちと触れ合うことにより癒し効果をもたらすアニマルセラピーが用いられており、昔も今も人間は動物たちに癒されていると言えるのではないでしょうか。

（小山支部支局長　坂入真紀）

おじゃましま～す！

今回は塩那支部の佐藤会員の事務所におじゃましました。

１　氏名

佐藤栄一（宇都宮市長と同じ名前ですが私のほうが年上です）

２　事務所の所在地

矢板市扇町２－１０－２９

某市で名刺を出すと一発で覚えていただけます。

３　入会年月日

１９９３．２．１

４　行政書士になった動機

土地家屋調査士業務との兼業で必要に迫られて。

５　得意業務

土地、相続

６　苦労したこと

報酬の回収には今も苦労しています。

そもそもの依頼主は誰か、費用負担は誰がするのかを確認しないままこの人が払ってくれるだろうと思っていたら、・・・。

７　行政書士になってよかったと思うとき

老若男女、色々な人に出会え、色々な人生を垣間見る機会があること。

８　これから挑戦したい仕事

成年後見制度を研究して、困っている人の後見人になってみたい。

９　信条

「足るを知るほどほどにする」

１０　事務所のモットー

難しい仕事を好んでやること。

１１、仕事のやり方

正確な仕事（誤りのない仕事）をする。

１２　趣味

旅行、石並べ

・旅行は、国内は沖縄方面、海外は、年に１回ほどグアムたまには、カナダ出かけています。特に真冬のナイヤガラ滝には感動しました。

・石並べは囲碁と呼べるほどのことではなく楽しんでいます。

１３　何歳まで仕事を続けたいですか

今年５０歳になります。２０代で大病をしていますので、当時５０歳までの寿命と覚悟していたことでもあり、これからはおつりの人生と思っていますので、後継者ができたら即引退したい(笑)。

１４　最後に一言

この業務をしていると、色々な人との出会いがあり、色々な欲求、不満、要望などにかかわっていきますが、どうしてもう少し寛容に考えられないのかと思います。私は「足るを知る」をモットーとしてゆっくり、誠実に業務をやっていこうと思います。

（広報部　宮沢昭夫）

政連だより

矢野哲朗参議院議員在職１５年を祝う会出席結果報告について

標記について１１月６日午後６時から、東京のホテルニューオータニにおいて、国会議員並びに外国大使及び関係者の参席にて開催され、日政連から、小生並びに小笠原幹事長が参席しましたので、その結果を含めて報告します。

当日は衆参両院の議員、特に自民党から幹事長、青木前参議院議員会長、森元総理等々、中央の有名人の多数の出席があった。特に栃木県出身であるのに、関係議員の顔が見られず、又、県内からの関係する有権者のなかったのも印象深いものでした。私共は、矢野先生のあいさつの後、乾杯があり退席した。大使の中では、とくにアフリカ諸国からの参席があり、森元総理がアフリカ支援会長で矢野議員が副会長として現在も活躍する第一人者とのことでした。

（日政連栃木支部　秋田豊）

再び、試験監督員を体験して…

平成１９年度行政書士試験の試験監督員を体験しました。今年で４度目のベテランである足利支部のカ〇イ先輩から説明会と当日の２回とも送り迎えをしてくださるという約束で誘われたので今年も申し込んでみました。

１０月２９日（月）の説明会を経て、試験当日の１１月１１日（日）がやってきました。日曜日早朝の静寂を破る、近所迷惑で家族にも不評のボッボ、ボッボと排気音がうるさい車でカ〇イ先輩が迎えに来てくれました。〝ボボ・ブラジル号〟の復活です。いつもボッボ・ボッボと近づいてくるのがわかるのですが、日曜日の早朝なのでいつも以上に遠くから響いてきます。近所迷惑です。でもこのうるさい〝ボボ・ブラジル号〟では後ろから音もなく近づくことはできないので、私の身の安全を少しは保証してくれます。昨年はキムラさんが一緒でしたが、今年の同乗者はワタナベさんでした。後部座席に座ったワタナベさんとの会話が不自由なほどのエンジン音。

集合時間は９時ですが、会場の宇都宮大学には８時３０分前には到着しました。昨年は６時出発で８時３０分前に到着してしまったと記憶していたので少し遅らせたつもりだったのですが、今年は６時３０分出発で８時３０分前の到着でした。何時に出発しても８時３０分前に到着してしまうのでしょうか。

正門の近くでアサノ会長（ちなみに、〝朝の快調〟と変換されました）に出迎えていただきました。最近アサノ会長に似た人（他人のお金でゴルフをするのが好きな人？）をよくテレビ見るような気がします。カ〇イ先輩は駐車場から校舎へ向かう時に走ってきた、大型４ＷＤ車にちょっかいを出そうとして、逆に轢かれそうになっていました。自業自得。

午前中は時間的に余裕のある中で、試験室設営を行いました。メインは消しゴムで机の落書きをゴシゴシと消すことでした。相変わらずたくさんの落書き。その後で早めの昼食。昨年は昼食時にお菓子が配られましたが、今年は朝の集合時にカトウさんとクシダさんから配られました。配られるお菓子の量で自分の印象度が量られているような気がします。ついつい前の列と比較してしまいます。また、カ〇イ先輩が大好きな「ビスコ」がありませんでした。「ビスコ」がないとカ〇イ先輩のモチベーションは２０％ダウンしてしまうので、来年は考慮していただきたいと思います。

天気予報ではお昼頃には止むと言われていた雨は、止むどころか逆に雨足を強めていましたので、１２時に予定されていた受験生の会場入場を少し早めることになりました。私たちは宇大の構内まで自動車で入ることができますが、受験生は公共の交通機関を利用しなければならないので、雨の中大変です。

再び担当する試験室へ向かったときに、昨年と同じ受験生特有の張り詰めた緊張感を感じました。教室前で階段を上がってくる受験生たちになるべく「こんにちは」と声をかけるようにしました。少しでも緊張をやわらげてあげられたら……。受験生は１人で来ている人がほとんどなので、数時間は人と話すことができません。私が受験生だったときの経験から、ただあいさつを交わすだけでどれだけ救われるか。今年宇大で受験される人は約１千人。この１千人は行政書士のことを知って、行政書士に興味を持って、行政書士にあこがれて、行政書士試験に挑んでくれるわけです。うれしいことです。みんな、がんばってもらいたい。私ができることは、受験生が試験に集中できる環境を提供することだけです。

午後１時に試験開始。老若男女が同じ試験問題に真摯に挑んでいる姿は、昨年同様美しく見えました。外は冷たい雨が降る中、教室内が寒くならないかを心配していましたが、人間の熱気は馬鹿にできません。暖房もないのに窓を曇らせました。長く重い時間が流れて、午後４時に試験は無事終了するまで寒さに対する心配は杞憂に終わりました。ただ、教室内の空気が悪かったことが心残りでした。みなさん全力を尽くせたでしょうか？

最後にアオキ副会長や総務委員をはじめとするみなさん、お疲れ様でした。下っ端の監督員である私でさえ疲れるのですから、本当に神経を擦り減らされたことと思います。無事に終了したことが、何よりの労いになったことと思います。

（足利支部　杵渕　徹）

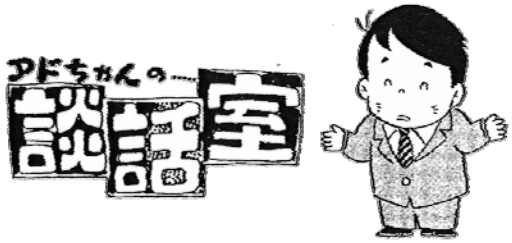

ホッとな話題

下野新聞
2007年（平成19年）１１月２２日（木曜日）

ミュージカル大成功

「子どもたちが本番に強いのに驚いた。スタッフの達成感もひとしお」

佐野市内で第三回公演「天羅谷の伝説」を成功させた「佐野ミュージカル228」の柳川英一実行委員長(四五)＝足利市稲岡町＝は子どもたちの成長ぶりに感激の様子。

「子どもたちが主役、子どもたちのためのミュージカル団体」を目指し三年前に設立。脚本、音楽、大道具まですべて手作りで仕上げる。本番では、子どもたちは三百人を前に生き生きと躍動した。

「まだ未熟さもあるが、着実に前進している。あせらず一歩一歩本格ミュージカルを目指したい」

これは、本会財務経理部長の柳川英一会員を紹介している下野新聞(平成 19 年 11 月 22 日付)記事です。

行政書士であり税理士であり、元 PTA 会長であり、自らチェロを奏でる風流人。地域でも核となって活躍されています。リーダーとして必要なものは「責任・指示・挨拶」の 3 要素とする柳川会員。信頼して人に任せられる度量も持ち合わせています。

今回のミュージカルの取り組みを次のように語ってくださいました。

「足利市に在住ながら、佐野・田沼・葛生の合併の時、子供たちのミュージカル団体を佐野市で立ち上げまして、早３年。苦労も多いですが、子供たちとのふれあい、また、すばらしいスタッフとの出会い、本当に楽しい時間を皆で共有しています。また来年の公演に向け、新しい脚本(オリジナル)を作り、活動再開です。」

交差点

行政書士佐野自動車登録代行センター 定期総会開催される

平成１９年１２月１日（土）午後３時３０分から、ホテルサンルート佐野にて、当センターの定期総会が開催されました。当センター発足９年目、今年は役員改選の年でもあり、今後の方針等、活発な議論が交わされるなか、新たな執行部が誕生しました。

平成１９年度
佐野自動車登録代行センター役員

センター長	鈴木康夫（宇都宮支部）
副センター長	齋藤　裕（宇都宮支部）
同	土方美代（小山支部）
理事―会計	長竹基行（佐野支部）
理事	福澤一夫（足利支部）
同	寺内郁夫（栃木支部）
監事	市川浩一（宇都宮支部）
同	白澤　茂（佐野支部）

当センターの歴史を振り返ると、この８年間に、歴代の執行部をはじめ会員の方々には、新たな土壌を開拓し、地盤を固め、強固な石垣を築いていただきました。

来年度には１０周年という大きな節目をむかえる当センターが、どの様に更なる成長を遂げ、発展していくかが今後の最重要課題となります。会員一人ひとりが城を築く柱。張りぼての城にならない様、しっかりと着実に邁進していく所存です。

(副センター長　土方美代)

女性会　一足早い忘年会

嬉しいことに栃木会に女性会員が増えてきました。そこで、１１月９日にホテルニューイタヤ内の割烹「但馬」で交流会を開催しました。会の事も、仕事の事も、わからないことが多いと思いますが、何でも聞いてください。次は春に小山で開催予定です。

（宇都宮支部　手塚理恵）

「こんにちは～」
日本人男性Ａさんが来ました。
「先日フィリピンで結婚したので、妻を日本に呼び寄せたいのですが…『奥さんビザ』の申請をお願いします」

～入管業務編・その２～

さあ～初めてのお客様だあ！と…張り切る前に、
まず入管業務の大「基本」を押さえておきましょう。

１　「ビザ」はビザではない！

依頼者は多くの場合、「就労ビザがほしい」「ビザの延長をしたい」等々と、「ビザ」に関する依頼を持って来ます。しかし、これらは実は「ビザ」ではありません！

ビザ（査証）とは「査証を申請する外国人の所持する旅券が権限ある官憲によって合法的に発給されたものであり、かつ、有効なものであることを確認する行為であり、当該外国人の本邦への入国および滞在が査証に記する条件の下において正当であることを認定する行為」（判例）であり（＾＾ゞ）、外務省の管轄です。それに対して在留資格は、上陸審査が終了したときに法務省が付与するものです。通常、依頼者が「ビザ」と言っているものは、ほとんど「在留資格」のことだと思っていいでしょう。

２　誰でも日本に来られるとは限らない！

日本に在留するためには、現在２７ある「在留資格」のいずれかに該当しなければなりません。「ビザの申請をしてほしい」と頼まれて、それを「在留資格のなんらかの申請」と読み替えても、なお、無理な注文があることをお忘れなく！

例えば、「外国人妻の弟を農業後継者として働いてもらうために日本に呼びたい」「観光で来たが、友人の会社に一般事務職として採用されたのでこのまま日本に住みたい」「オーバーステイしちゃったオトナだけれど、日本人と養子縁組して『日本人の子』になったので正規の在留資格を得たい」などは、「無理な注文」です。丁寧にお断りしましょう。

さて、上記大基本をふまえた上で、A さんの依頼に応えます。

A さんとフィリピン人奥さんは、フィリピンで適法に婚姻が成立し、日本の役所への届出も終了しているものとして考えます。

外国にいる奥さんを日本に呼ぶには、「在留資格認定証明書」を在フィリピン日本大使館（総領事館）に提出してビザ（査証）を申請する必要があります。ここで依頼されているのは、この「在留資格認定証明書」の交付申請手続きです。

まず、

A さん本人から直接話を聞きましょう。

奥さんとの出会いから結婚までの経緯、結婚してから現在までの生活について、聞き取りをします。初めて出会った場所、紹介者の有無、親族の結婚に対する意見等々も聞いておきます。

申請者に必要書類を集めてもらいます。

戸籍謄本（婚姻記載のあるもの。離婚歴がある場合は離婚事項の記載された除籍謄本も。）、住民票、在職証明書、課税証明書、納税証明書、フィリピン共和国・国家統計局（NSO）による婚姻証明書、出生証明書（日本語訳をつけます）などが必要です。（申請書類の詳細については、入国管理局 HP　http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html　を参照の上、必要書式をダウンロードしてください）

何を証明しようとするのかを明確にし、それに沿って必要書類を揃えます。

押さえるポイントは一つ、真正な婚姻かどうかだけです。
真正な婚姻であれば、真正であることを証明すればいいので慌てることは全くありません。
つまり、①出会いや交際、結婚に至る経緯が自然だ　②結婚後、夫婦として当然の交流がある　③夫に妻との生活を支えるのに十分な収入がある　④新婚夫婦が住むにふさわしい住居がある　⑤コミュニケーション可能な共通言語がある、等々を立証すればいいのです。

この観点から考えると、入管から提出を要求される「質問書」（上記 HP から落とせます）を補完するために、おおよそ以下のような書類を添付すればいいということが言えるでしょう。

□写真（二人のスナップ写真のほか、家族と一緒に写っているものも）
□A さんのパスポートの写し（フィリピンへの渡航記録のあるもの）
□奥さんからの手紙
□電話通信記録
□預金残高証明書
□土地家屋の権利証
□賃貸契約書
□言語能力を証明するもの（日本語検定〇級認定証、日本語学校在学証明書等）
□親族の上申書
等々

もちろん、これらが不要な場合もあり、これでは十分でない場合もあります。審査する側に立って、「日本人の配偶者等」として在留するのが適切だと証明されたかどうか（うむむ…これって本当の夫婦だよね、どう見ても。と信じられるかどうか）、よ～く考えてみましょう。

これらを揃えたら、入管に提出に行きます。430 円の切手を貼った封筒をお忘れなく！
後日、この封筒で「在留資格認定証明書」が送られてきます。

これは、先月行った「１００人アンケート」の用紙です。
まだご回答されていない方は、お早めに事務局までお寄せください。お待ちしております。
１１月末日現在の中間報告を１９ページに掲載してあります。
なお、抽選に外れた方も、この用紙をご利用の上、自由にご意見をお寄せください。
(質問項目は、今月号に合わせてあります)

「行政とちぎ」アンケート回答用紙　(回答宛先 FAX028-635-1410・栃木県行政書士会)

1　今月号で、よかった記事は何ですか?
(□にチェックをお願いします)(複数回答可)

□表紙　□目次　□会の動き　□書士会日誌
□業務関連情報　□支局情報　□支局かわら版　□木もれび
□おじゃまします　□談話室　□ホッとな話題　□「はじめての・・」シリーズ
□会員の動き・編集後記　□会員ギャラリー

2　今月号で、気になった記事はありますか?
(□にチェックをお願いします)(複数回答可)

□表紙　□目次　□会の動き　□書士会日誌
□業務関連情報　□支局情報　□支局かわら版　□木もれび
□おじゃまします　□談話室　□ホッとな話題　□「はじめての・・」シリーズ
□会員の動き・編集後記　□会員ギャラリー

2-2　それは、どんな点ですか?

3　今までの会報の中で、特に印象に残っている記事は何ですか?

4　今後載せてほしい記事はどんな記事ですか?

5　当会ホームページの利用頻度

□　よく利用している（週１回以上）
□　たまに利用している（週１回未満）
□　利用していない

6　その他(会報について、ご自由にお書きください)

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 19 年 11 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	那　須 齊藤正嗣	H19.11.1 H17.11.1	329-3443	那須郡那須町芦野 1461-97	0287-74-0660	東京会より転入
	那　須 相馬信一	H19.11.15	325-0032	那須塩原市若草町 117-781	0287-63-5241	
	宇都宮 木村久夫	H19.11.15	329-1105	宇都宮市中岡本町 2548-7	090-7216-2011	
	宇都宮 枝野　務	H19.11.15	321-0945	宇都宮市宿郷 2-10-13	028-636-6622	

【退　会】　星野吾司郎会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
日　光	星野吾司郎	H19.10.25	死　亡	那　須	木下繁治	H19.11.30	廃　業

11月号「100人アンケート」中間報告　～11月末日現在～

ここでは、今後載せてほしい記事を中心に、いただいているご意見をご紹介します。

- □ 会や支部、各部で現在問題になっていることは何でしょう? そういうことが知りたいです。各会員に考える機会を与えることになると思います。
- □ 今のものは、写真や絵などが多くなったと思います。その分見やすく読みやすくなりました。いいと思います。
- □ 「はじめての…」シリーズの紙面を増やしてほしい！　(複数意見)
- □ 写真は余り使わないで、字を大きくしてほしい
- □ 入管業務編、このような記事を続けてほしい。
- □ 多くの方に「木もれび」に投稿するように呼びかけて、いろいろな考え方・見方・体験なども知らせていただければと思います。
- □ 入会して間もないので、諸情報の収集に役立っております。特に各種研修会の開催について注視しております。
- □ 栃木のスポーツ記事
- □ 無料相談会の内容を、具体的に紹介してほしかった。
- □ 改正法・新法のお知らせ、がよい(今まで)。
- □ 会員として会費の納入は当然のことと思うのですが、何故?
- □ 各専門分野のエキスパートに、業務のワンポイントアドバイスを(お聞きし)載せる。
- □ ギャラリー、会員さんのふだんの素顔がうかがえて楽しい。
- □ ページ数の振り方、疑問。
- □ (HP)日時が過ぎているのが載せたままになっていることがあります。
- □ 表紙について、各月にあった風景写真を使っていただければと思います。
- □ P15 何かを訴えたい苦悶している表情が出ているよい写真でしたね。
- □ ひと見、わかりやすい記述。
- □ 先を見通した方向性(各部情報等)と、その裏付研修予定等。
- □ 新規更新のための申請手数料
- □ 目次は、表紙の方が見やすくあとで探しやすい。

編集後記

ミートホープ・赤福・保険会社・ボクシングに大相撲と、謝罪会見の多かった今年。
それにしても企業の謝罪会見に共通しているのは「会社の常識、社会の非常識」である。そろって鈍感になってしまう怖さ。私たちも、心しなければなるまい。組織が健全であるためには、確かな自浄力を培っていくことが肝要だ。『不都合な真実』の直視。
なお、同書著者アル・ゴア氏は、IPCC と共に今年のノーベル平和賞。困難を力へ。(新井)

行政とちぎ１２月号 No.372

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

行政とちぎ平成 19 年 12 月 15 日発行

Gallery

ログハウス

那須支部

田沼 芳友会員
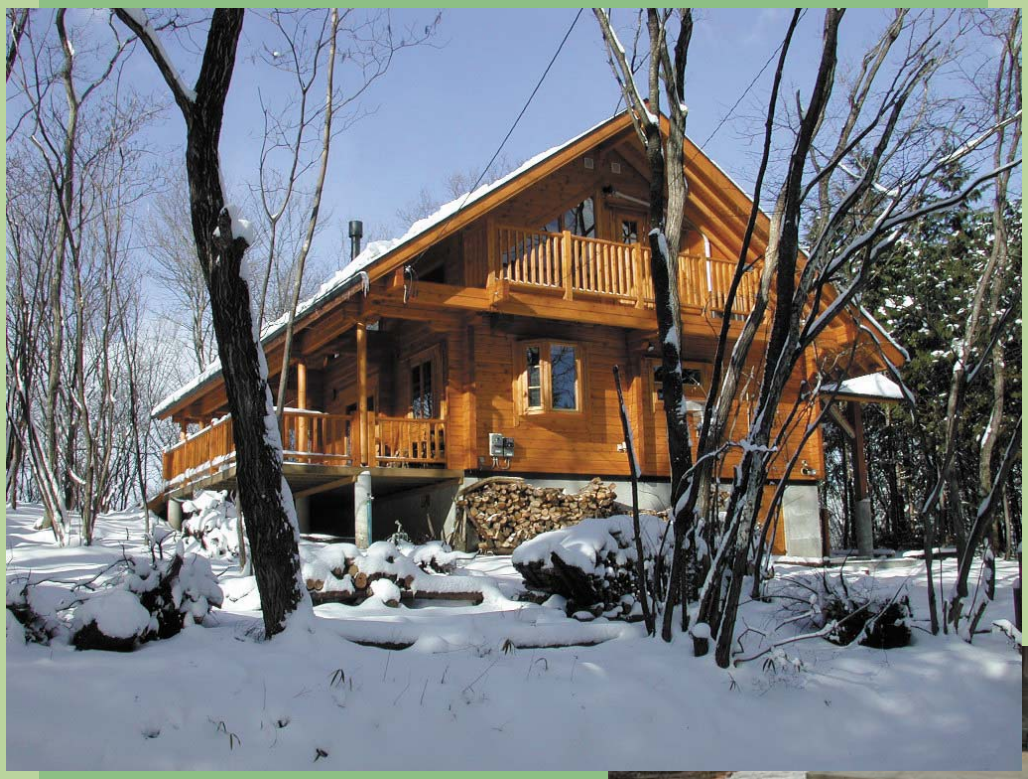
田舎暮らしに憧れて、４年前に埼玉から那須に移住し、念願のログハウスに住むことになりました。事務所兼自宅は別荘地の奥、思いっきり林の中です。自然に親しむ暮らしを楽しみながらも、一年中、原木集めと薪割りに追われています。